

医療的ケア申請・確認の手続きの流れ

1) 医療的ケア等を必要とする時は、保護者が担任を通して学校に依頼する。

○医療的ケア実施の依頼に際して必要なもの

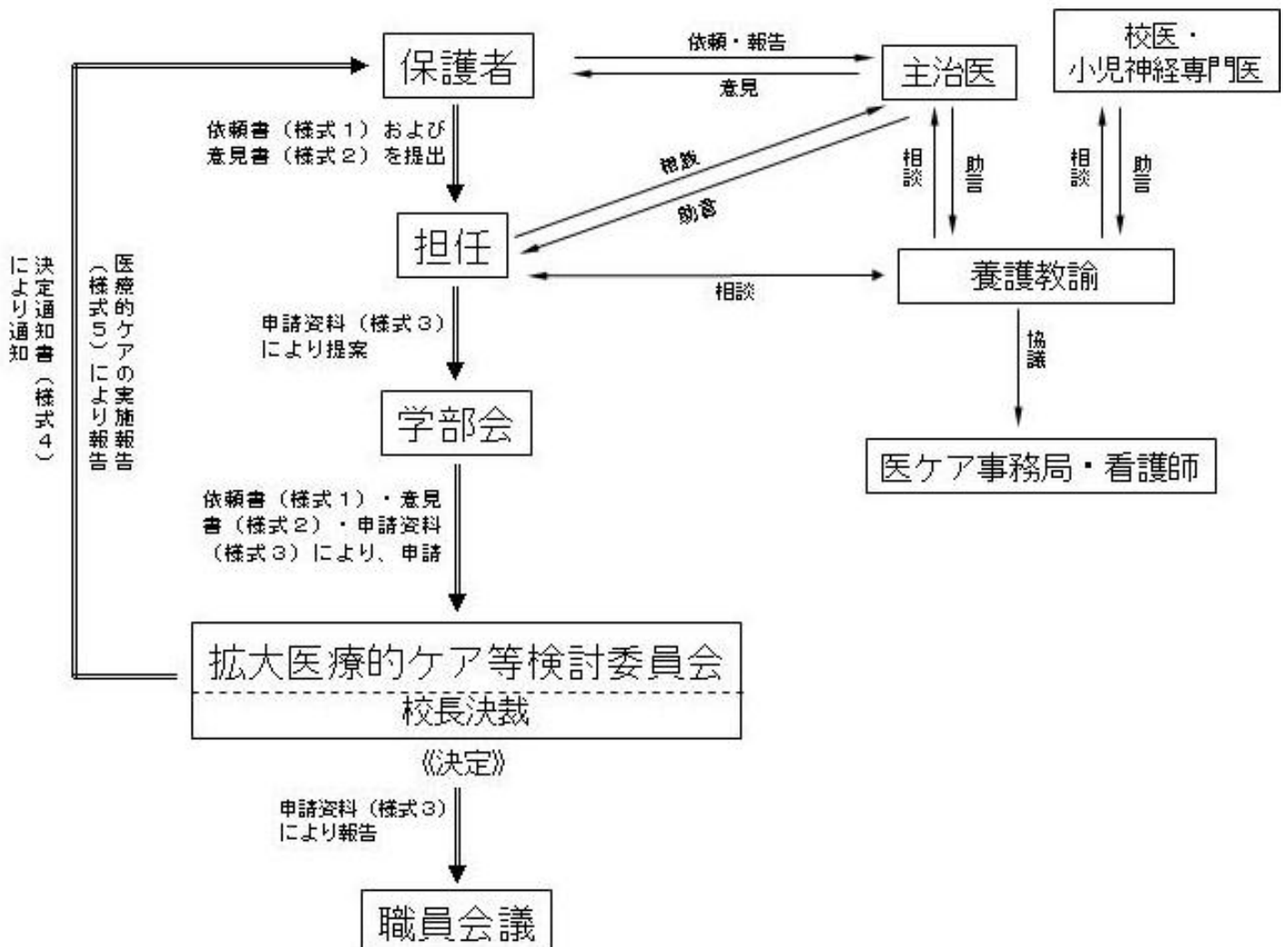
- ・保護者からの依頼書（様式1）
- ・主治医からの意見書（様式2）

2) 医療的ケア新規申請・変更申請については、基本的に下図の \longrightarrow の流れにそって行うこととする。ただし事務局の判断により、拡大医療的ケア等検討委員会で協議する前に、医療的ケア等検討委員会に諮る場合もある。

申請に対して拡大医療的ケア等検討委員会において決定、校長決裁された内容については、医療的ケア決定通知書（様式4）にて保護者に通知する。

3) 医療的ケア継続実施については、毎年度はじめに、保護者からの依頼書（様式1；裏面記入欄）と主治医からの意見書（様式2；裏面記入欄）の提出により確認する。その際、主治医に対しては、前年度の医療的ケアの実施報告（様式5）を提出する。

図：医療的ケア申請（新規・変更）の手続きの流れ



医療的ケア申請・確認の手続きにおける役割

○ 保護者

- ① 医療的ケアについて担任に相談する。
- ② 担任より、本校の医療的ケア申請手続きについて説明を受ける。
- ③ 依頼書（様式1）を作成し、主治医の意見書（様式2）とともに担任クラスへ提出する。
- ④ 担任より通知書（様式4）を受け取る。
- ⑤ 実施報告書（様式5）を主治医に提出する。

○ 担任

- ① 保護者からの相談を受け、医療的ケア申請手続きの説明をする。
- ② 養護教諭に相談する。
- ③ 保護者より依頼書（様式1）と主治医からの意見書（様式2）を受け取る。
- ④ 提出書類をもとに、養護教諭・看護師と協議する。
- ⑤ 必要に応じて、保護者とともに主治医と懇談をする。または、保護者の承諾の上で、主治医と直接面談する。
- ⑥ 申請資料（様式3）を作成する。
- ⑦ 依頼書（様式1）・意見書（様式2）・申請資料（様式3）を学部会および養護教諭に提出する。
- ⑧ 拡大医療的ケア等検討委員会に出席し、申請資料（様式3）に基づいて説明する。
- ⑨ 医療的ケア等検討委員会が作成した通知書（様式4）とともに、拡大医療的ケア等検討委員会の決定を保護者へ伝える。
- ⑩ 実施報告書（様式5）を作成する。

○ 養護教諭

- ① 担任より相談を受け、医療的ケア申請手続きを確認する。
- ② 保護者からの依頼書（様式1）と主治医からの意見書（様式2）をもとに、担任・看護師と協議する。
- ③ 必要に応じて、保護者とともに主治医と懇談をする。または、保護者の承諾の上で、主治医と直接面談する。
- ④ 医療的ケア等検討委員会事務局において協議する。
- ⑤ 校医・小児神経専門医に指導・助言を求め、拡大医療的ケア等検討委員会に報告する。

○ 看護師

- ① 養護教諭と協力し、医療的ケア申請手続きを確認する。
- ② 保護者からの依頼書（様式1）と主治医からの意見書（様式2）をもとに、担任・養護教諭と協議する。
- ③ 必要に応じて、保護者とともに主治医と懇談をする。または、保護者の承諾の上で、主治医と直接面談する。

- ④ 必要に応じて、医療的ケア等検討委員会事務局会議、拡大医療的ケア等検討委員会に、それぞれ出席し、協議する。
- ⑤ 決定した医療的ケアについて養護教諭と相談し、ケアマニュアルを作成する。
- ⑥ 実施報告書（様式5）を作成する。

○ 医療的ケア等検討委員会事務局

医療的ケア申請・確認の手続きが円滑に協議されるように、連絡・調整をおこなう。

医療的ケアの研修

医療的ケアの研修は、拡大医療的ケア等検討委員会で決定の後、主治医または校医・小児神経専門医のもとで実施する。

医療的ケア等検討委員会の構成

① 医療的ケア等検討委員会

医療的ケア等を必要とする児童生徒の健康の維持、及び教育を安全・円滑に行うため、研修の計画・実施や情報交換、体制づくりの検討等を行う。

【構成メンバー】

教頭（1名）・養護教諭・保健主事・看護師（必要に応じ参加）

小学部（2名）・中学部（2名）・高等部（2名）

※やむを得ない場合は、2つまで代表を兼ねることが出来る。

② 拡大医療的ケア等検討委員会

新規や変更等の医療的ケアに関わる申請を受け、校内における対応を検討し、決定する。

【構成メンバー】

校長・教頭（2名）・養護教諭・保健主事・看護師（必要に応じ参加）

小学部（2名）・中学部（2名）・高等部（2名）・各学部主事（3名）・関係部署

※やむを得ない場合は、2つまで代表を兼ねることが出来る。

③ 委員長の選任

委員長は構成員の中から互選する。

④ 事務局体制

医療的ケア申請・確認の手続きが円滑に協議されるように〈事務局〉が連絡・調整をおこなう。事務局の構成員は、委員長・養護教諭・小学部1名・中学部1名・高等部1名とする。

※委員長は上記 ③の委員長が兼務でこれにあたる。